

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 2 年 7 月 6 日

横浜市契約事務受任者
教育次長 小椋 歩

1 契約の概要

末吉中学校敷地内からの落下枝撤去

2 履行場所

鶴見区下末吉 6-13-1（末吉中学校）

3 契約日

令和元年 12 月 31 日

4 履行日

令和元年 12 月 31 日

5 契約金額

¥ 1 7 0, 5 0 0. -

6 契約の相手方

横浜市鶴見区獅子ヶ谷二丁目 38 番 49 号
株式会社ヤマヤ土建 代表取締役 山谷朋彦

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和元年 12 月 31 日未明に強風で樹木枝が道路上に落下し、道路通行上に影響が出たため

8 契約の相手方の選定理由

所在地が現場に近く、深夜に連絡が取れた指定業者（鶴見土木事務所の判断）

9 所管課

教育委員会事務局教育施設課